

資源物回収事業補助金について

1 制度の概要

(1) 補助金の対象となるもの

資源物集団回収活動によって、実施団体から排出された資源物
(家庭から出される紙類, びん類, 金属類, 布類で再利用が可能なもの)

(2) 補助単価

1円/kg

※ びん類は1本あたり600gで換算します。

※ 補助金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てとします

(3) 補助金の交付期間

【交付開始】

令和3年4月1日以降に実施した資源物集団回収が補助金の対象となります。

【交付終了】

補助金の交付対象となる期間は、新聞紙の市況価格が**9円/kg**に達した日の属する月末までとなります。

※ 市況価格については、「日本経済新聞」に毎週木曜日掲載の「主要相場ウィークリー 古紙」を参考とします。

※ 市況価格に高値と安値で差がある場合は、安値を採用します。

(4) 補助金の交付期日

補助金は、年3回に分けて交付します。

		集団回収を実施した月	補助金の交付月
令和3年度	第1期	4月	6月末
	第2期	5月・6月・7月・8月	10月末
	第3期	9月・10月・11月・12月	2月末
令和4年度以降	第1期	1月・2月・3月・4月	6月末
	第2期	5月・6月・7月・8月	10月末
	第3期	9月・10月・11月・12月	2月末

2 補助金の申請手続きについて

【申請の流れ】

(1) 資源物集団回収の回収実績のお知らせ（市）

補助金交付月の前月（5月，9月，1月）下旬に，実施団体から提出された「実績報告書」をもとに市が回収量を集計し，各指定回収者にお知らせします。
（実施団体の実績報告書提出が遅れた分につきましては，次期分と合わせて交付します。）

(2) 補助金の申請（指定回収者）

上記(1)の通知をもとに「補助金等交付申請書（様式第1号）」「補助金等交付請求書（様式第6号）」を作成し，補助金交付月（6月，10月，2月）の5日までに提出してください。

（交付処理は全ての指定回収者をまとめて行います。提出期限に遅れる指定回収者がある
と他の回収者の支払いも遅れてしまいますので，提出期限の厳守にご協力ください。）

(3) 補助金の交付（市）

補助金交付月（6月，10月，2月）の月末を目標に，請求書（別紙）に記載
いただいた振込先口座に補助金を振り込みます。

なお，請求書（別紙）の提出は第一期のみです。第二期・第三期は振込先口座
が変更する場合のみご提出ください。

【申請書等の提出先】

〒320-8540

宇都宮市旭1-1-5 市役所本庁舎12階 ごみ減量課

Tel：028-632-2852

※ 郵送や地区市民センター・出張所への提出も可能です。

